

# 人間の経済

第2期 第1号 (通巻79号) 2005年3月5日刊

目次

第二期「人間の経済」発刊に際して

減価型WATの実現 森野 榮一

シンガポールの「経済構造改革株式(Economic Restructuring Shares)」についてのメモ

泉 留維

編集・発行 **ゲゼル研究会**

221-0021 横浜市神奈川区子安通3-321 森野榮一気付  
Gesell Research Society Japan <http://grsj.org/> [info@grsj.org](mailto:info@grsj.org)

## 第二期「人間の経済」、発刊に際して

ゲゼル研究会では会誌、「人間の経済」を刊行してまいりましたが、会員の各地に叢生する地域通貨の動きへの関与等により、刊行継続の体制がとれず、1年ほど休刊のやむなきに至っております。しかし社会経済状況の変化や多様化する各地の貨幣改革の展開を見るに、時宜を得た会員の諸研究を世に問う必要性を痛感しているところです。また各地からの問い合わせ、情報提供の依頼も多く、会としての系統的な情報の提供、焦眉の課題に関する研究成果の迅速な公開の必要性も強く感じてきたところです。

今般、体勢を立て直し、会誌「人間の経済」再開（第二期創刊）に取り組むこととなりました。基本的な会誌の性格は第一期と変わるものではありません。理論的な研究から各地の取り組みの現状、そのナマの声まで、多様なテーマの論考を掲載していきたいと考えております。

広く論考を求めていますので、諸姉諸兄のご支援、ご協力をお願いいたします。

森野榮一

2005年3月1日

第二期、「人間の経済」、簡易印刷板、及び [www.grsj.org](http://www.grsj.org) でのPDF版提供

不定期刊

投稿資格 特に設けず

投稿 常時受け付け、論考が2本となり次第刊行

投稿論文の著作権は著者に帰属。

連絡先

〒214-8580

神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1

専修大学経済学部

泉留維 [g\\_esell\\_ml@grsj.org](mailto:g_esell_ml@grsj.org)

入手実費 1ワット+郵政公社80円切手2枚

# 減価型W A Tの実現

森野 榮一

W A T (1) は純粋に相互主義的世界で成り立ちますので、貨幣を発行する特別な権威は当然存在しません。したがってその貨幣に負荷をかけたり (貨幣保有に課税する)、その貨幣保有、保蔵に恩典を与える増価型 (ex. インフレ防御的に貨幣保蔵を督励するインフレ調整型) も、ともに、相互的な世界で起こりますので、増価/減価は誰かの誰かに対する支援、W A T 価額の移転を意味します。それは、私たちがどのような関係を将来、相手と作っていきたいと考えているかで、増減価とその仕組みを現時点での契約で選択できるようになることを意味しています。一枚のW A T 券は円環を閉じる (発券者による清算) まで独自の循環する時間を作り、発券の時点で二者がその一生の、増減価に係る動作を決めることができます (2)。

W A T において減価型W A T 券が実現されると、どのような目的で活用されるのでしょうか。まず、

○ 災害支援や社会貢献への支援枠組みにすぐ使えます。

通常の減価型マネー (課税貨幣) は、公共団体が発行します。公務員の給料や公共事業などで支出され受領され、流通に入っていきます。1年間の流通期間に、持ち越し税がスタンプのかたちで、当局に支払われ、これが、償還金の一部に充てられます。

ここには二種の、公共機関と諸個人というプレイヤーがいます。ところが、peers (仲間たち) が作るひらの関係では、この減価分を収納し、全体のために使う統制役がいません。これが相互主義の特質です。

その場合、減価分はどのようなメカニズムで成立するのでしょうか。答えは簡単です。支援枠組みに使われるのです。

発券者は

☆ 財やサービスか (モノ)

☆ 他の通貨か (カネ)

を入手した引換に、W A T 新発券を発券し、受領する貸付人はこの券を入手します。新発取引です。これは、次々と決済手段として受領されていきます (通常取引)。

○ 減価型ですから、時の経過のなかで発生する減価は債務高の減少となってあらわれます。

つまり、発券者の債務が

☆ 時が経過するごとに減少し

☆ 裏書人のチェーンが伸びるほどに多数の人間によって負担・支援されるということで、減少するわけです。

○ 通常、貸付人はこうした債券を代価受領のさいに受け取りたくないかもしれません。

○ しかし、減価分が支援対象であるとき、望んでそれを受け入れるかもしれません。後者の可能性が高い局面を私たちは経験しています。

対等な自立した個人のネットワークのなかでの相互支援と減価型マネーが減価型W A Tで実現されていきます。つまり、

☆ 新発取引なら減価型W A Tの採用で

☆ 既発券取引なら増価型既発券の支払いで

私たちは先様をみて、先様は私たちをみて、合意しうるために選択できる各種の手法が存在していなければなりません(3)。

ところで増価型はどういうときに発券され、成立するのでしょうか。

☆ 強い需要が存在する財やサービスを優先的に入手したい

☆ 入手には、借入による入手にプレミアムを要求されるカネを入手したい(→M A A S券がその例)

このいずれかの状況で、財・サービス・貨幣の保有者は増価型の採用を申し出るでしょう。

☆ その場合でも、M A A S券のように、数回のクーポン支払いで終了するような抑制的なものになるでしょう。

なぜなら、それはW A Tが相互的な人の信用構築のなかでしか成立しないからです。同等者の信用形成というW A Tプロセスがその健全性を担保します。

たとえば、増価型W A Tで林業を支援しよう、ということが想像できます。リユーベベースでみた、山林の増価率を反映した増価型W A Tを林業家に発券してもらって、それを円で購入しましょう。家を建てたい人は、リユーベW A Tを貯めましょう。単に支援したい人は、なんのソムもなく(増価型ですから)、山に実物ベースで投資できますし、必要なモノの入手に優良な条件で使用できます。山の恵みW A Tの登場も期待できるでしょう。W A Tネットワークが広がれば可能になるかもしれません。

iWATでは、ほどなく増減価型の開発が実現するようですが、リアルW A Tでは実現できないのでしょうか。実現できます。

○ 減価型は、時間の経過にともない額面価額が減価するスケジュールを記載したカレンダー型で、

○ 増価型は、M A A S券と同様に一定期日の到来ごとに有効になる、クーポン部分付きW A T券で(この部分は小額のためW A T代用券となる)

ただしこれらは、みな増減部分は、発券者のW A T債務の増減になりますので、減価型は発券者への、増価型は発券者からの貸付人及び裏書人への推譲となります。この推譲は、相互支援の関係を作り出します。

ここで、減価型(推譲型)W A T券の実現を考えてみます。

☆ 減価型マネーの基本的な仕組みは

通常は、集権型のモデルです。

公的権威が、その信用に基づき貨幣を発行します。この貨幣には持ち越し税が時間の経過のなかでかかります。この税は、1年経過後、償還される資金の一部に充当されます。[つまり、あらかじめ資金をもたない当局はこの貨幣を発行することで、事前に支出をなし、事後に償還することができます]

ここで、納税の仕方はスタンプの貼付によって毎週負担されます。

スタンプの購入代金は民間から公的機関に入り再び償還時に民間部門に戻ります。

☆ しかし、WATは分散型のp2pモデルです。

ここでは、

発券者は時間の経過のなかで己が債務を軽減されます。この軽減分は、発券者に与信した貸付人、次いで清算手段としてこれを受け入れた裏書人たちによって負担されていきます。

★ 清算取引の段階で減価分が発券人への贈与乃至寄付として実現されます。したがって、時の経過のなかで実現される推譲マネーともいえるでしょう。

☆ ここではチェーンが閉じたときに、裏書人たちによる発券人への減価分の移転が実現します。

☆ 集権型モデルのように、公的機関のような第三者が介在しません。

☆ 純粹に相互性の自覚のなかでの贈与が成立します。[一枚のWAT券は貸付人及び裏書人から発券人への一方向ですが、関与者たちはその関係に応じて多角的に各種方向への減価型推譲WATを成立させるでしょう]

★ ここで重要なことは、

ゲゼルタイプ[集権型]の減価型にはスタンプ貼付方式がとられることです。

☆ その特質は、スタンプ貼付によって証券はその額面基準価額を回復するということです。

しかしもうひとつ方式があります。

初期ゲゼルタイプ[集権型でも分散型でも可]がそれで(4)、これは、通常calendar money (アーサー・ダールベルクの用語)(5)の計表型となります。

その特質は

★ スタンプ貼付によらないので、証券は時の経過のなかで、券面に記載された「減価率表」に基づき減価する。

★ その時点時点で、同表にあるcurrent value(時価)で支払い手段として使用される。ところにあります。

WAT/iWATは、このcalendarタイプの設計になります(6)。

リアルWATでは、表に、通常WATのように、額面が記載されています。例えば10WATであれば、この額面は基準価額です(パーバリュー)。通常のカレンダーマネーではこの額面基準価額(パー)がどのような率で自己率(自分で自分を測った時間の経過における増減価率)を変化させるかの一覧が裏面に記載されます。

☆ リアルWATの場合は、裏面は(二つ折り式の場合は下段)裏書き欄に使用されますので、表面に減価率表を掲げることになります。

そこで、減価率表のタイプに表される減価の諸方式を説明しておかなければなりません。

#### 一 完全消滅貨幣型WAT

完全消滅貨幣型で、バリューパーに対して一定割合を達成した時点で減価が停止するのではなく、永遠に減価後価額がゼロになるまで減価し続ける発券者に対する社会的な(裏書人のチェーン全体による)完全支援、永続贈与型のWAT。

#### 二 一定時減価終了型WAT

完全消滅貨幣型ではなく、バリューパーに対して減価が一定割合を達成した時点で減価が停止するタイプ。

### 三 減価加速型W A T

加速型推譲W A Tで、一定の据え置き期間（例えば、1年）はパーバリューを維持し、翌月から一定区間きざみで減価率が加速するタイプ。時間の経過につれて加速度は増加します。

上記3モデルは組み合わせによって各種の変異型を得ることができますが、リアルW A Tでは実用的ではないでしょう。

次いで、これら三種に、減価率の設定が関連してきます。

ところで、W A T券が減価型に切り替わると誤解されてもいけませんので、注記をしておきます。

★ 減価型W A T券がメニューのなかに追加されるということです。

これまでのW A T券は相変わらずもっとも使われていくでしょう。

これまでの非減価型の特色は、

☆ その時間の経過に於ける自己利子率（own rate）がゼロであるということです（7）。

自己率は他によって自己の時間に関連した価値の変化を測るものではなく、自分自身で自分を測ります。簡単な例では、二十歳のアナタ、還暦を迎えると、美貌の観点でみて、美しさは減価しているかもしれませんが、知恵の点で、増価しているかもしれません、そういうことを指します。

この増・減価率は簡単な計算でできます。

その額面価値（face value）を  $V$ 、 $t_0$  期に発券されたW A T券の基準価値を  $V_{t_0}$  とし、その  $t_1$  期の時価を  $V_{t_1}$  とすると増・減価率は

$$(V_{t_1}/V_{t_0} - 1) \times 100$$

ですから、

非減価型W A Tは  $V_{t_0}$  から  $V_{t_1}$  に時が経過しても同じ値ですので、増・減価率はゼロです。たとえW A T額面が参照する基準（自然エネルギー生産コストが低減しても）が変化しても自己率には影響しません。

☆ 簡単に言えば、1 W A Tは1 W A Tなのです。

ここで、自己率からみてスタンプ貼付型をみてみましょう。

スタンプ貼付型の減価マネーは、スタンプ代負担が、貨幣使用を促進し、快速の流通速度を実現することで、貨幣保蔵に課税し流通を促進するという側面から評価されます。これは、その機能面からの評価といえるでしょう。

利子現象という点からみたらどうでしょうか。

★ 週に一度、スタンピングデーを迎えるタイプを想定しますと、

$t_0$  から  $t_6$  までは自己率がゼロで経過します。そしてもしスタンプを貼付しないと、額面  $V$  そのものがゼロとなります（使えなくなる、あるいは受領されなくなる）。 $t_7$  以降にスタンプを貼付すれば7日間というゼロ率で額面価値が維持される区間を復活 (bring back) させることができます。7日刻みの区間の連続する各区間のendとleading endの境目に必ず、費用負担がある仕組みともいえます。つまり周期的課税負担がゼロ率の維持に必要ということになります。これはこうした貨幣の保有者に発生することです。

これと対照的に、カレンダーマネーである減価型W A Tは、自己率における額面価値の一定割合での連続的な喪失を意味しています。マイナスの利子が成立しているわけです。

利子現象としてみるならば、同じ消滅貨幣でありながら、それらの基本的な相違をみてとることができるわけです。

もし、利子現象に着目し、マイナス利子を考える場合は、カレンダー型（初期ゲゼルの計表型）を採用することになるでしょう。

★ （増・）減価率表

WATはp 2 pですから、減価は与信者及び裏書人による発券人への推譲となりますが、発券取引でそうしたWATを成立させる事由を明記する必要があるでしょう。（借受人がWATを新発するさい<表記減価率表に基づく減価型WAT券の受領を貸付人による推譲にてご同意いただきました。>との記載が必要になるでしょう。）

増価型の場合は、円貨売却の引換にWAT券を引渡しますので、<本券持参人に表記増価率表に基づくWAT高返済をお約束します。>の一文が必要になるでしょう。

これらの文言は、WAT、iWAT共に、特約条項を書き記す欄に記載されることになるでしょう。この前提に立って、各種WAT券の（増・）減価率表を作成することができます。

一 完全消滅貨幣型WAT

これは、額面基準価額（パー）がゼロになるまで、減価を続けるタイプです。例えば、年率10%の減価スケジュールに応じて、減価していきます。[iWATの場合は秒利でも分利でも時利でも日歩でも月利でも容易に実現できますが、清算手段として使われることを考えると、使いやすい時価になるような表の作成が必要になります。]

現金がもつ流動性プレミアムは年率5%程度と見積もられますが、推譲WATは支援型枠組みですので、年利計算で例えば、10%の減価分を考えます。

WATの場合は、減価を必ずしも急速な減価テンポを採用しなくてもよいので（8）、息の長い長期の減価率表を設定することができます。

減価が発生する区間を1年間とし、端数をださないために簡単な計算方式を採用してみます。

例えば、

10WATがパー（face value）とすると

		使用可能時価（current value）
発券日より1年間	パー（10WAT）	10WAT
発券日より2年目	パーの10%減価	9WAT
発券日より3年目	9WAT－パーの10%減価	8WAT
発券日より4年目	8WAT－パーの10%減価	7WAT
発券日より5年目	7WAT－パーの10%減価	6WAT
発券日より6年目	6WAT－パーの10%減価	5WAT
発券日より7年目	5WAT－パーの10%減価	4WAT
発券日より8年目	4WAT－パーの10%減価	3WAT
発券日より9年目	3WAT－パーの10%減価	2WAT
発券日より10年目	2WAT－パーの10%減価	1WAT
10年以上経過		0WAT

[これは完全に自殺に至るWAT券です。10歳の寿命です。]

勿論、チェーンが短く即座に発券者にもどる完全消滅型W A Tもありますが、チェーンが伸びて10歳の天寿を全うするW A Tもあるでしょう。

## 二 一定時減価終了型W A T

自殺型消滅貨幣ではなく、バリューパーに対して減価が一定割合を達成した時点で減価が停止するタイプですから、この減価率表の作成はラクです。

5年経過すると、半減するW A Tを考えますと、1年目～5年目まで1割毎年減価する10W A T券は、6年目の開始以降は5W A Tとして流通し続けます。それまでは、順次、10, 9, 8, 7, 6, 5W A Tとして決済に使えます。

## 三 減価加速型W A T

加速型推譲W A Tで、一定の据え置き期間（2か年）はバリューパーを維持し、翌年から一定区間きざみで減価率が加速するタイプ。時間の経過につれて加速度は増加します。

[据え置き期間をおく理由]

★ W A T券は常に清算請求が発券者になされる可能性があります。減価型で、発券者を支援したい場合、より広範に流通したほうが、清算期日の遅延によって、発券者を助けることになります。

★ 期間が経過するほどに減価率が加速度を増すということは、W A T券の発券者への環帰を促すことになります。

つまり、より広範に流通させて清算遅延効果を狙いながら、十分な効果を上げるなかで清算促進効果を期待できるわけです。

### 例

二年度まではパーバリューで流通するW A T券は3年目に入ると9W A T、4年目に入ると8W A T、5年目に入るとパーの二割控除で6W A T、6年目には、3W A T。ここで減価停止。これら減価分はもちろん、支援対象の発券者W A T債務の軽減となります。

これらのW A T券は、いずれのタイプも、機能上、減価による流通促進効果を有します。支援対象者乃至事業の性格によって、これらのほかにも減価率設定は自由に行うことができます。

さて、p2pの減価型マネーは推譲を基本とします。推譲という表現で二宮尊徳を想起される方もいるでしょう。もちろんそれを十分に意識しています。それは尊徳の核心的概念だからです。しかし、これを日常語としてみた場合でも、寄付をする、寄贈する、恩恵的に供与するのは若干ニュアンスがちがっているところに気づかれるでしょう。どうぞあなたさまからといって、資産や金銭などの使用を他に譲る相互的な意味があります。

尊徳において、資産や金銭という財産は「我」という立場からみると、増えたり減ったり、ソソクが認められますが、一円という関係の全体からみると、そんなものはないわけです。

「器傾て水増減なき事能はず、是に減する時は彼に増し、彼に減するときは是に増。倩（引用者ルビ：つらつら）其根元を案ずるに、半器に居住するものは常に増減あって止事なし、一器に居住するものは更に増減なし、本来増減我居住にあり、是之を天理自然成りとするべし」（9）

つまり全体の観点よりみるならば、物事の配分されて我が身にありというのはなんらの増減もないわけで、増減あるをもって止むことがないのは我にこだわっているからであると。

もし全器にひとが立ちうれば、いま彼に増さしめれば、つぎに我増し、これを繰り返すこととなります。全器（大きくは全球的立場）において考えれば、資産・財産を周囲に譲り、推すことこそ天理自然というわけです。

そういうなかで、推譲という概念が成り立っているわけです。従って、我居住に囚われ、争奪を繰り返すことの大立語として、推譲は相互性をなす全体の自覚を我にもたらし実践的構えということになります。

私たちは己が分度の自覚のなかで余剰があれば、これを推譲すれば万人に益して社会を発展せしむるということを意味します。減価型WATは災厄に難儀したり、全器の自覚のなかで社会的に有為な者の実践に対して支援する有力なツールとなるでしょう。なぜなら、それは連帯感を作り、そのなかでこそ成立するWAT実物貸借手法であるからです。そうして実質資産を必要な者にいまこの時点で譲渡し、息の長い期間のなかで、残余[非譲渡部分]の清算をなさしめる枠組みでもあります。

(注)

(1) <http://www.watsystems.net/index.html> を参照。

(2) 応用事例として下記が考えられます。毎年、農業者発券のWAT券は、種蒔きの時期から年間を通して1割減価していくとすると、そのWAT券の系にいる関与者たちはそれを受け入れることで、発券者の播種・育種を応援するWAT券を減価型によって実現できます。これは私たちが社会的に重要な産業であると考えながら、しかしその産物の市場での評価が低い場合に、これを支援する枠組みとして活用できます。

また、インフレ期、将来値上がりが確実な在庫の引渡を約束するのに躊躇する企業家に、その時点での双方の予想インフレ率の合意をなし、それを反映する増価率のWAT決済をなすことで、自己率がゼロ率のWAT券の使用が回避される場合に、WAT使用（実物ベースの決済）を督励する効果が期待できます。ちなみに、ここでの増価分は金利ではありません。WATはあくまで実物清算の約束ですから、金銭次元で成立する金利現象をもたらすものではありません。ただし、実物ベースの自己率としての金利現象は存在します。将来電子化がさらに進めば、支払い約束をした財物の自己率較差を応用したWAT券間売買手法が案出されるかもしれません。これらは私たち自身による私たちの未来への選択肢の拡充をなすものです。

(3) いま、私たちが材木を購入してきた先が津波被害で材木が足りないといひます。では、私たちの山の木を切り出して支援しましょうか。始める人はいません。取り組みが始まったとしても、たいへんな作業です。苦勞したあげく先様に送れたとしても、確実に先様の被災民の住宅になるかどうかは定かではありません。支援先発行のWATを現金で購入してもらうのが確実です。減価型であればWAT債務は減少していきます。その減価部分も支援です。大事なことは私たちに選択肢があるということです。だれにどんな手法で支援するのか、選ぶことができるのは大切なことでしょう。津波被災地への支援手法については、Kenji Saito, Suggestions from WAT/i-WAT version 0.1a, in <http://www2.media-art-online.org/iwat/wat-for-post-catastrophe.html> を参照。

(4) 消滅貨幣として知られるスタンプ貼付型の減価マネーはシルビオ・ゲゼルの名とともに知られていますが、彼はその活動を開始した初期に、これとは異なった、貨幣券面に記載された減価率表によって、時間の経過に関連して額面価額を減少させる通貨の提案

をしています。私たちはこれをアーサー・ダールベルクにならい、カレンダーマネーと呼ぶことができますが、その特色は減価型WATと違い、集権型モデルのなかで主張されているものです。

○ つまり国家が減価型貨幣を発行します（国家紙幣にカレンダーマネーが適用されます）。

○ この貨幣は、毎週、0.1%、52週に渡って減価します。

○ この減価分は貨幣保有者たちが負担することとなり、国庫（Staatskasse）の利益となります。

ここでは、クライアント/サーバ構造に比定するなら、国家がサーバ役で貨幣保有・使用者がクライアント役ともいえます。

ゲゼルは1897年、アルゼンチン在住のとき、『現代通商の要請に対する貨幣の適用とその管理』（Silvio Gesell, Die Anpassung des Geldes und seiner Verwaltung an die Beduerfnisse des modernen Verkehrs, 1897, GW Band2.）を著しています。その第三部、「貨幣改革」で、この改革貨幣の解説を与えています（S. 178.）。それは下記のようなものでした。

貨幣は一年間流通するなかで、毎週0.1%減価する。年52週なので年利5.2%で減価するわけです。

日付	価値額
1月1日～7日	100
8日～14日	99.90
15日～21日	99.80
22日～28日	99.70
1月29日～2月4日	99.60
2月5日～11日	99.50
・	
・（途中省略）	
・	
12月3日～9日	95.20
10日～16日	95.10
17日～23日	95.00
24日～30日	94.90

この約5%はちょうど、貨幣と商品の等価性を維持するために、貨幣のもつ優位性、すなわち貨幣の流動性プレミアムを相殺する水準です。国家通貨局は、貨幣を発行して、100の債務を負いますが、1年後、それは、94.90に減価しているわけです。国家は貨幣の流動性プレミアム分を社会を代表して収納しているともいえます。国家紙幣には上記の減価率表が記載されています。（しかしこれだと紙幣としては代価支払いに使いづらいことも一因となって、後にスタンプ貼付型が主張されることとなります）

しかし、

○ WATの場合はp2pで、純粋にpeersの贈与として減価分が現れ

○ 通常WATがゼロ率であるために、貨幣の流動性プレミアムの水準を考慮することなく、贈与率を相互関係のなかで決定できます。

○ また同じ理由から、超長期の考慮に基づく減価率設定が可能となります。

ここに、国家貨幣にカレンダー型を採用する場合とp 2 pのシステムのそれとの性格上の違いを見ることができます。

(5) Arthur Dahlberg, When capital goes on strike, 1938.

(6) iWATは電子化されていますから、減価率をナノ秒の単位ですら実施可能です。そうしてWATは、かならず二者の間で成立しますから、一方の署名の時に、時は止まり、もう一方の署名で時はまたうごき始めます、

(7) 自己利率乃至自己率はゲゼルに萌芽しケインズによって明確化された概念です。WATに関する議論ではその初歩の初歩しか使用しません。

(8) WATは通常貨幣とことなり、それ自体の貸借による金利負担分の社会的発生や、保蔵による流通の抑制がありませんので（誰かが保蔵していてもWATの不足が発生することはありません。新規発券がほぼゼロコストで行われるからです。そのため、相互支援の枠組みとして長期の展望のなかで機能させることができます。1年間を1区間とするなど通常は考えられないマイナス利子現象を生成させることができます。）つまり、減価型WATでは、減価が発生する期間を長期にとれます。通常の金銭貸借では、たとえば、日本の江戸時代には月利がふつうでした。これは金貸しに、「月おどり」といわれる阿漕な貸し方を可能にしました。どんな仕組みかと言いますと月の途中に返済しても、その返済期日の属する月、一ヶ月分の利息をとります。そしてまたいったん返済させて、すぐにまた金銭貸借を結びますと、その日が属する、一ヶ月分の金利をとるわけです。つまり一ヶ月で二月分の利息を稼ぐことを、近世に日本人は月が踊ると表したわけです。

今日では日歩で計算することが通例です。しかしこれが、こんにちでは、IT技術とネットワークの発展で、異形なかたちで機能しています。ディライトマネー（日内貨幣）というものです。金融機関は顧客に（といってもおおむね個人ではない）オーバードラフティング（当座貸し越し）を許しています。これで当座預金額以上の金額を顧客は借り出すことができますが、そのマネーを電子ネットワーク上で投機などに使います。ネット上で貨幣は超快速に動きますので、その日の終了まえに返済します。すると金利は付かないわけです。一日という区間を越していないからです。このday light moneyは全球的にみて、実に巨額です。そうして、その日に返すといっても地球は回っていますから、当座貸し越しを地球の各地で順繰りに繰り返して、実質的にただの投機マネーを作り出すことさえできるわけです。

WATの減価型の場合は、これと反対の思考が働きます。支援は長期の視野のなかで成立させうるのです。息の長い支援の関係を結び結ぶことができます。

もちろん、増価型の場合は一定の増価する区間を経て、停止させます。でないと、債務奴隷制への道ということになりますから。また、カネの販売を促すために、短い刻みの区間を経る毎に増価させる必要も出てきます。

(9) 二宮尊徳、『全集』、第一巻、640頁。

## シンガポールの「経済構造改革株式 (Economic Restructuring Shares)」についてのメモ

泉 留維

シンガポールは、時折、ユニークな経済政策を打つ。例えば、2001年に年金基金(CPF)の個人口座残高が50シンガポールドル以上ある21歳以上のシンガポール国民(永住権取得者を含む)を対象にして、「国の株式(New Singapore Shares:以下NSSと表記)」を無償で配布し、購買力の直接注入を実施している(詳細については『人間の経済』(ゲゼル研究会)第7号を参照)。この株式は、額面での現金化もできるが、2002年か2007年まで年率3%の配当利回りを保証していて、そしてさらに前年度のGDP成長率に応じて特別配当が実施されるという特徴を持っていた。そして、目的は違うがこのNSSとほぼ同じ仕組みが、2003年より導入されている。

表1: シンガポールの景気状況

	98年	99年	00年	01年	02年	03年	04/1Q	2Q	3Q
実質GDP	0.1	5.9	9.9	▲1.9	2.2	1.1	7.5	12.5	7.5
鉱工業生産指数	▲0.3	13.9	15.3	▲11.6	8.4	3.0	10.8	20.8	12.0
輸出伸び率(米ドルベース)	▲12.2	4.4	21.2	▲11.7	2.8	15.3	18.7	29.1	28.5
消費者物価指数	▲0.3	0.4	1.3	1.0	▲0.4	0.5	1.4	1.9	1.7
失業率(季調:期末値)	4.4	2.9	2.8	4.4	4.4	4.8	4.5	4.5	3.4
株価指数(ST-IX)	1,393	2,480	1,927	1,624	1,332	1,765	1,859	1,838	1,958

注: 失業率、株価以外は対前年同期比

シンガポールは、2001年は実質の成長率がマイナスとなり、その後も若干持ち直したとはいえ経済は低空飛行状態であった。このような景気状態の中、シンガポール政府は、2003年、国際競争力を高めるために法人税を減税し、一方でその減税策による税収減を一部カバーするために物品サービス税(Goods and Services Tax; GST)を3%から5%に上げることを決定した。ただ、このままだと多くの家計にとって純然たる負担増となり、景気に悪影響を及ぼすので、NSSの方式を模倣した「経済構造改革株式(Economic Restructuring Shares:以下ERSと表記)」を少なくとも5年間に渡り、基準を満たした家庭に対し分配することにした。以下にその詳細について紹介する。

まず誰がERSを受け取る権利があるかということである。

- ・当該年12月1日時点でシンガポール国民(永住権取得者を含む)である
- ・ERSの第一回の配分に関しては、2002年12月1日時点で21歳を超えていること。
- ・第二回及び第三回に関しては、当該年の12月31日時点で21歳を超えていること。
- ・当該年に年金基金(CPF)の個人口座残高が50シンガポールドル以上あること。

これが受給条件であるが、ほぼNSSと同じである。受給額に関しても、NSSと同じく基本的には家計の豊かさによって変わる。特にERSは、GSTの増額に伴う政策であるので、低所得者ほど受給額が多くなるのは負担の公平性の観点では当然のことといえる。ただ、直接所得に対応さ

せず、住居の年価（公示地価に基づき計算され、毎年の固定資産税票でその額が確認できる）に対応させている。当然ながら所得に対応させた方がより公平ではあるが、所得を完全に把握するのは困難であり、そして計測するために新たにシステム構築が必要でコストがかかりすぎるため、採用しなかったようだ。ちなみに国民の 90% 近くが、400 ドル受給者になる。

表 2：この 3 年間の一人当たりの ERS 配分について

	1 万ドル以下 (ほとんど HDB フラット (住宅開発庁が開発した高層の公共住宅) 居住者が該当)	1 万ドル以上
2003 年	400 ドル	200 ドル
2004 年	400 ドル	200 ドル
2005 年	400 ドル	200 ドル
計	1,200 ドル	600 ドル

NSS の配分と比較すると、NSS は一回限りの配分であったが、ERS は毎年配分がある。そのため、条件によるが各家庭が受け取る総額はほぼ同じ、もしくは若干多くなる。軍隊関係者、警察官、市民防衛軍関係者に関しては特別規定があり、資格獲得年の一回限りであるが、現役は追加で 200 ドル分、非現役は追加で 100 ドル分を受け取ることができる。

ERS は株式であり、そのままモノやサービスを購入することはできない。実際に株券は発行されないが、その株式を銀行や政府機関を通じて現金化（200 ドル以上、2004 年から開始）することは可能だ。そして、2008 年には、すべての株式は自動的にシンガポールドルに変換されることになっている。また、ERS の譲渡や売却はできないが、特定の NPO・民間団体への寄付は可能であり、また積極的に推奨されている。

当然、株式であるため NSS とこれまた同じく ERS も配当（非課税）がある。前年の 12 月 31 日時点の ERS 保有者に対して、2004 年から 2008 年の毎年 3 月 1 日に支払われる。3% を基準にして、前年の暦年実質 GDP の成長率が加えられる。

2004 年に初めての配当が行われているが、総額 1,000 万シンガポールドル（約 6.4 億円；1 ドル＝約 64 円）が 79.3 万人の株主に配当された。ちなみに NSS も同時に三回目の配当を行っており、総額 1,600 万シンガポールドル（約 10.2 億円；1 ドル＝約 64 円）が 61.5 万人の株主に配当されている。配当率は、4.1%（3%+1.1%）である。NSS の初回の配当は、2002 年 3 月 1 日に行われているが、当時はまだ現金化した人が少なく、一方で配当率は基準の 3% であったため、1,234 万シンガポールドル（約 8.8 億円；1 ドル＝約 71 円）、208 万人の株主に配当されている。ちなみに、シンガポールの人口は約 424 万人（2004 年）、ただし国民及び永住権保持者は約 350 万人、20 歳以下は約 100 万人である。

購買力の直接注入は、比較的古典的な経済政策であるが、実際に採用されたことは少なく、小回りがきく都市国家であるシンガポールであるからこそ導入できた可能性もあり、今後の行方やその効果について関心を抱かせるものである。

2005 年 2 月 10 日

<主な参考資料>

- ・泉留維「シンガポール国株式の無償配布について」『人間の経済』7号、2001年
- ・NSS および ERS の公式ホームページ <http://www.nss.gov.sg>